

平成17年 5月30日

新宿区長

法人名 特定非営利活動法人 難民支援協会
 所在地 新宿区神楽坂2-19 銀鈴会館406
 （フリガナ）ナカムラ ヨシユキ
 代表者氏名 中村 義幸

事業実績報告書

新宿区協働推進基金条例施行規則第19条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成対象事業

事業名	個別の難民、難民申請者への適切な情報提供と助言
実施日時又は期間	平成16年11月～平成17年5月30日
対象者の範囲及び人数	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談会の実施（1月30日実施）参加者 30人 ・難民認定ほか法的手続パンフレットのビルマ語版作成 コピー数 100部 + データでウェブサイトへ掲載 ・個々の生活相談への対応 20人
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談会の実施（2回） ・難民認定ほか法的手続に関するパンフレットのビルマ語版作成 ・個々の生活相談への対応（必要に応じて通訳手配）
具体的な活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ・16年10～11月 当協会に寄せられた生活相談・法的支援のうち、新宿区に在住するビルマ人のニーズを特定する。10月10日にはビルマ人向けの生活相談会を行い、20人の参加を得、ニーズの聞き取りを行った。 ・16年11月～17年3月 ビルマ人向け資料の作成と翻訳 難民認定手続に関する問合せが多く、難民認定手続に関する解説を中心としたパンフレットの翻訳を行った。 ・17年1月30日 新宿区在住ビルマ人対象に生活相談会を実施(新宿消費生活センターにて、30人が参加。) ・17年5月28日 新宿区在住ビルマ人対象に生活相談会を実施(新宿区現代人文社にて)10人が参加。)
事業の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談会の実施：2回生活相談会を実施し、計40人の参加者を得ることができた。参加者へ新宿で暮らしていく上での法的・生活上の注意点や利用可能なサービスについて解説することができ、制度・手続への理解を深めてもらうことができた。 ・難民認定ほか法的手続に関するパンフレットのビルマ語版作成：18枚の解説書を作成し、100部を印刷して希望者へ配布したほか、ウェブ

	<p>サイトに掲載し、誰でも入手可能な形とした。</p> <p>・個別に寄せられる生活上の相談に対応した。(20人)</p>
--	--

2 助成対象事業費内訳（実績）

内訳は、できるだけ「単価×数量」で示してください。

1万円以上のものについては、領収書（写し可）を添付してください。

収入	経費	積算根拠（内訳）		金額
	団体負担金			円
	参加費・資料代等			円
	その他の収入	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）協働事業費 うち スタッフ人件費 4万円×6ヶ月 コピー代 1万円×6ヶ月 相談室（家賃一部） 2万円×6ヶ月		420,000円
	協働推進基金助成金	助成金申請額		200,000円
	計			円
支出（助成の対象になる事業費の内訳）	費目	決算額	内訳	
	会議費	120,000円	相談室（家賃一部2万円×6ヶ月）	
	宣伝費	0円		
	リース費	0円		
	消耗品費	60,000円	コピー代	
	謝礼	200,000円	通訳料12回分・11万円。 翻訳料（法的手続マニュアル）・8万円、相談用資料翻訳・1万円。	
	材料費	0円		
	交通費	0円		

	その他諸経費	0 円	
	助成対象事業費（小計）	380,000 円	
	余 剰 金	0 円	
	助成対象外事業費	240,000 円	
	事 業 総 額		620,000 円

3 助成事業の成果と課題

評価のポイント	自己評価
事業を計画した当初に決めた課題について、どこまで達成できたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談会の実施は1回を計画していたが、希望が多く寄せられたため、2回となった。 ・パンフレットの翻訳は18ページ、すべてを行うことができたが、法的手続の解説に終止しており、生活上のニーズへの対応が求められることとなった。 ・相談に関しては、日々寄せられる相談に対して、助成金で通訳手配が可能になったため、十分に対応することができた。
地域にどのような効果があったか、又は今後見込まれる効果は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区に在住しているビルマ人にとって、法的手続に関する正しい知識が共有されることとなった。 ・どこへ行って生活上の相談をすればよいか分からないという新宿区在住ビルマ人へ、相談場所として一定の認知を得ることができた。 ・相談会等を行ったことから、今後は、グループ単位での相談会開催依頼が増加していくことが見込まれる。
新たに気づいた課題は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍はビルマであっても、少数民族等の存在により、言語は多様であり、民族ごとの説明書を作成する等きめ細かな対応が求められること。 ・生活上の相談に関して数多く寄せられたことから、生活上生じる問題に関して詳しく解説したパンフレットが別途必要であると感じた。
理解者や支援者が広がったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・法的手続に関するパンフレットを作成したこともあり、早稲田大学法科大学院より学生の受入れを打診され、正式に法科大学院生が法的支援を行う際のエクスターン受け入れ先として決定した。 ・またウェブサイトを通じた情報提供等を行っていることにより、IT と NPO 活動に関連した講演

	<p>依頼や協働プロジェクトの提案等を頂くこととなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット作成により、海外のウェブサイトでも認知されたことにより、海外からも問合せが相次いだ。(イギリス難民判事メリル・ディーン氏ほか)
事務局の執行体制は十分だったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターン、ボランティアの支援体制があり、十分に行うことができた。
今回の事業を発展させた新たな事業としてどのような事業が考えられるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談会の恒常化：改正出入国管理及び難民認定法施行(5月16日～)にともない、制度的な変更がなされていることから、相談会開催についてのニーズが高まっている現状にある。 ・生活情報パンフレットの作成：今回は法的な解説を中心としたことから、生活情報に関する充実した情報提供が期待される。 ・多言語での実施：ビルマ語のみならず、ビルマ少数民族の言語、また新宿区外国籍住民として第3位をしめるフランス国籍の人たちへの情報提供等も課題である。 ・区民ボランティアの参加：サービスの直接的な受け手である外国籍住民のみならず、区民ボランティアを積極的に募り、パンフレット配布等呼びかけなど、地域で交流ができるきっかけ作りが期待される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌「東京人」(都市出版)インタビュー ・東京新聞サンデー版「難民とニッポン」等で協会の活動などが紹介された。

4 活動の成果

【相談会へ向けて準備中の様子】

(写真別紙)

【翻訳・通訳作業の様子】

(写真別紙)

【相談に訪れた家族】

(写真別紙)